



# 3. 加盟店募集業務

## 加盟店舗 募集要項

### Go To Eat 大阪キャンペーン プレミアム食事券募集要項 «一部抜粋»

#### 3 対象飲食店舗

- (1) 日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店  
店内飲食をメインとしないもの（宅配ピザ屋などのデリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗（キッチンカー）、カラオケなど他のサービスの提供をメインとする店舗など）は「76 飲食店」に該当せず、対象外。  
※食券対応の店舗は現金等での授受が可能な場合に限る。
- (2) 「76 飲食店」であっても、客への接待・遊興などを伴う飲食店は除外（下記※参照）  
キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、ホストクラブ、スナック・料亭（接待を伴うもの）は対象外。  
※風営法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する飲食店。
- (3) その他、食事券の使用対象として適当と認めないもの  
例)加盟飲食店舗で販売されている飲食以外の物品、金券類。

#### 4 参加資格

##### 【営業形態】

- (1) 日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていないこと
- (3) 風営法の許可を有しているものの、臨時に外から呼んできた者のみに接待させる営業を行っている店であり、かつ、Go To Eat キャンペーンに参加している間は、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示していること

##### 【行政への協力】

- (1) Go To Eatキャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従うこと。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従うこと
- (2) Go To Eatキャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告すること
- (3) 農林水産省及び大阪府が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること
- (4) 登録の際に提供した情報及びGo To Eatの対象店舗となった場合は、その旨をGo Toトラベル事務局に提供することに同意すること

##### 【ガイドラインに基づく取組等】

- (1) 「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施すること
- (2) 「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示すること

- ・ 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意
- ・ 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）
- ・ 他グループの客同士ができるだけ2m（最低1m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける

※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。

- ・ 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る
- (3) カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させないこと
  - (4) 感染防止認証ゴールドステッカー及び大阪コロナ追跡システムを必ず導入すること
  - (5) グルメサイトへの登録または自らのホームページがある店舗は、同サイトにお店の感染防止対策（写真・文字・ピクトグラム）及び感染防止宣言ステッカー導入店舗であることを掲載すること（掲載方法は任意）
  - (6) 利用者に対して、以下の事項を周知すること
    - ・ 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと
    - ・ できる限り混雑する時間帯を避けること
    - ・ 大人数での会食や飲み会を避けること
    - ・ デリバリーやテイクアウトを活用すること
    - ・ 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること
    - ・ 食事の前に手洗い・消毒をすること
    - ・ 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けること
    - ・ 食事中以外はマスクを着用すること
    - ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること

※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

# 3. 加盟店募集業務

## 加盟店舗 募集要項②

### 【参加登録の取消】

ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は「Go To Eat大阪キャンペーン プレミアム食事券事務局」（※以下「事務局」）の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、また本事業の目的に合致しない行為があった場合は事務局により参加登録が取消されることに同意すること。

### 【本事業の目的に合致しない行為（例）】

下記行為を行った場合、参加登録の取消、及び法的措置の対象とします。

- （１） 加盟飲食店舗の参加登録資格の偽装、実態のない店舗の場合
- （２） 食事券の自己取引、架空取引、虚偽報告を行った場合
- （３） 食事券の再販、再流通を行った場合
- （４） 食事券の偽造、悪用、濫用を行った場合

### 【法令に基づく要件】

大阪府内に事業所、店舗等を有する飲食事業者で、かつ、大阪府内の店舗等のみにおいて食事券の使用を制限できるもので、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

- （１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当しない者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されていない者
- （２） 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと
- （３） 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと
- （４） 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと
- （５） 役員等が「自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用」していないこと
- （６） 役員等が「暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与」していないこと
- （７） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- （８） 本店所在地の市町村税、消費税及び地方消費税を完納していること
- （９） 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- （10） その他、農林水産省または事務局が加盟飲食店舗として適当でないと認めた者でないこと

### 5 加盟飲食店舗の責務

- （１） 取引において食事券の受取を拒否しないこと
- （２） 有効期限を過ぎた食事券は受取らないこと
- （３） 食事券は転売、譲渡、交換、再利用及び換金しないこと
- （４） 食事券面金額以下の取引の場合であってもお釣りは渡さないこと
- （５） 不足分は現金等で受取ること
- （６） 取引により食事券を受取ったときは、事務局から事前に配布する見本券と使用された食事券に相違ないか確認すること。「券面に『COPY』の文字が出現している」、「裏面に通し番号の記載がない」、「色合いが明らかに違う」等、偽造等された食事券と判別できる場合は、食事券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨事務局へ報告すること。なお、食事券の盗難・紛失、滅失または偽造、変造、模造等によるトラブルに対して事務局は責任を負いません
- （７） 食事券の見本は、レジ担当者をはじめ食事券を取扱う全ての関係者に周知すること
- （８） 使用者から食事券の半券を誤って切り離した旨の申告を受けた場合は、食事券全体の提示を求め、確認を行った上で食事券を受取ること（食事券は、半券を切り離すと原則、使用できません）
- （９） 取引により食事券を受取ったときは、再流出を防止するため、券裏面に加盟飲食店舗名が分かる店舗印等を捺印すること。また、既に店舗印等があるものは、受取らないこと
- （10） 農林水産省及び事務局が配布するステッカー、ポスター類を加盟飲食店舗の分かりやすい場所に掲示すること
- （11） 本募集要項及び加盟飲食店舗用マニュアル等に則して、食事券を適正に取扱うこと
- （12） 他当該事業に係る関係者の事業に協力すること

# 3. 加盟店募集業務

## 加盟店舗 募集要項③

### 6 換金手続き

取引において食事券を受取った加盟飲食店舗は、次の要領で換金を申し出ることができます。

- (1) 加盟飲食店舗は、使用済食事券のQRコードを店舗内にて読込を行う  
または、事務局が配布する専用封筒に使用済食事券を同封し、送付する
- (2) 換金額は【500円、1,000円×食事券の枚数】です（振込手数料は事務局が負担します）
- (3) 使用済食事券を換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合、加盟飲食店舗控え（半券）による照合が必要となります。  
したがって、入金確認を完了するまで大切に保管してください。控えがない場合は、振込金額の差異があっても異議申し立てができません。  
なお、控え片がある場合でも、振込完了後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご注意ください
- (4) 換金請求期限（令和3年4月9日（金））を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、期限内に換金手続きをしてください
- (5) 換金請求日に応じて、6回～12回の振込設定日に加盟飲食店舗の指定口座へ支払われます

【QRコードで読取の場合】

【食事券を郵送の場合】

| QRコード読取期日<br>(各読取期日23:59まで) | 入金予定日 |                |
|-----------------------------|-------|----------------|
| 令和3年 11月30日（火）              | 第25回  | 令和3年 12月14日（火） |
| 令和3年 12月15日（水）              | 第26回  | 令和3年 12月27日（月） |
| 令和3年 12月28日（火）              | 第27回  | 令和4年 1月14日（金）  |
| 令和4年 1月15日（土）               | 第28回  | 令和4年 1月28日（金）  |
| 令和4年 1月31日（月）               | 第29回  | 令和4年 2月16日（水）  |
| 令和4年 2月15日（火）               | 第30回  | 令和4年 3月 1日（火）  |
| 令和4年 2月28日（月）               | 第31回  | 令和4年 3月16日（水）  |
| 令和4年 3月15日（火）               | 第32回  | 令和4年 3月30日（水）  |
| 令和4年 3月31日（木）               | 第33回  | 令和4年 4月18日（月）  |

| 使用済食事券<br>到着日  | 入金予定日 |                |
|----------------|-------|----------------|
| 令和3年 11月30日（火） | 第19回  | 令和3年 12月27日（月） |
| 令和3年 12月15日（水） | 第20回  | 令和4年 1月14日（金）  |
| 令和3年 12月28日（火） | 第21回  | 令和4年 1月28日（金）  |
| 令和4年 1月15日（土）  | 第22回  | 令和4年 2月16日（水）  |
| 令和4年 1月31日（月）  | 第23回  | 令和4年 3月 1日（火）  |
| 令和4年 2月15日（火）  | 第24回  | 令和4年 3月16日（水）  |
| 令和4年 2月28日（月）  | 第25回  | 令和4年 3月30日（水）  |
| 令和4年 3月15日（火）  | 第26回  | 令和4年 4月18日（月）  |
| 令和4年 3月31日（木）  | 第27回  | 令和4年 4月27日（水）  |

※使用済食事券郵送の場合は、QR読取よりもご入金にお時間を要します。予めご了承ください。

※ただし、上記の日程は予定の為、変更となる可能性があります。

※最終日程及び換金方法の詳細は後日配布する「加盟飲食店舗用マニュアル」にて必ずご確認ください。

### 7 申込にあたって

(1) 複数の店舗を有する事業者の場合

①大型店・量販店・チェーン店・系列店等大阪府内に複数の店舗を有する事業者は原則、各店舗単位ではなく、事業者単位でとりまとめて申込を行ってください。

②原則、大阪府内全ての店舗で使用可としてください。

③すべての申込店舗に「募集要項」の内容に同意して頂き、各店舗の名称（例：〇〇〇レストラン大阪店）、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、FAX番号、担当者氏名等を登録いただく必要があります。申込の際は専用ホームページ（<https://premium-gift.jp/eatosaka/>）の登録フォームをご利用ください。

(2) 募集期間

令和2年9月23日（水）14:00～現在募集中

(3) 登録・承認・取消

登録申込のあった事業者は、事務局での審査を経て、加盟飲食店舗として承認します。承認結果は事務局より事業者あてに電子メール等にて通知します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合、承認を取消することがあります。

①申込内容に虚偽・不備・不正等があった場合

②募集要項に違反する行為が認められた場合

③農林水産省または事務局が承認を取消することが適当と判断した場合

8 その他

(1) 募集要項に記載のない事項もしくは定めのない事項に関しては、事務局がその対応を決定します

(2) 加盟飲食店舗の情報（店舗名称、所在地、電話番号等）は、「食事券が使用できるお店一覧」として専用ホームページに広報します

(3) 本事業は農林水産省の事業であることから、国の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨をご了承ください

(4) 食事券使用者への不利益を与える行為や、故意により事務局等に対して損害を与える行為等を行った場合は、換金の拒否もしくは損害賠償を求める場合がございますのでご注意ください

(5) 本事業に併せて、大阪府内における消費喚起・飲食産業等の活性化を図るため、大阪観光局が実施する事業のご案内及び情報提供をさせていただきますので予めご了承ください

(6) 本事業について、事務局よりアンケートを実施することがありますのでご協力をいただけますようお願いいたします

※必ずお読みください（再掲）

本事業に参加するにあたり、“大阪府が発行する新型コロナウイルス感染防止認証ゴールドステッカー”の掲示、“大阪コロナ追跡システムの登録”が参加条件となります。

# 3. 加盟店募集業務

## 加盟店舗 募集要項

### ゴールドステッカー飲食店応援事業募集要項 «一部抜粋»

#### 3 対象飲食店舗

- (1) 日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店  
店内飲食をメインとしないもの（宅配ピザ屋などのデリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗（キッチンカー）、カラオケなど他のサービスの提供をメインとする店舗など）は「76 飲食店」に該当せず、対象外。  
※食券対応の店舗は現金等での授受が可能な場合に限る。
- (2) 「76 飲食店」であっても、客への接待・遊興などを伴う飲食店は除外（下記※参照）  
キャバクラ、ショールーム、ガールズバー、ホストクラブ、スナック・料亭（接待を伴うもの）は対象外。  
※風営法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する飲食店。
- (3) その他、食事券の利用対象として適当と認めないもの  
例)加盟店舗で販売されている飲食以外の物品、金券類。

#### 4 参加資格

##### 【営業形態】

- (1) 日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていないこと
- (3) 風営法の許可を有しているものの、臨時に外から呼んできた者のみに接待させる営業を行っている店であり、かつ、ゴールドステッカー飲食店応援事業に参加している間は、食事券の利用者かどうかに関わらず、利用客に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示していること

##### 【行政への協力】

- (1) ゴールドステッカー飲食店応援事業期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従うこと。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従うこと
- (2) ゴールドステッカー飲食店応援事業期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告すること
- (3) 農林水産省及び大阪府が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること
- (4) 登録の際に提供した情報及びゴールドステッカー飲食店応援事業の対象店舗となった場合は、要請があった場合にはその旨を国または地方公共団体に提供することに同意すること

##### 【ガイドラインに基づく取組等】

- (1) 「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和3年11月8日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施すること
- (2) 「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示すること
  - ・ 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意
  - ・ 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の利用等）
  - ・ 他グループの客同士ができるだけ2m（最低1m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。
  - ・ 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る
- (3) カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を利用させないこと
- (4) 感染防止認証ゴールドステッカーの登録及び大阪コロナ追跡システムを必ず導入すること
- (5) グルメサイトへの登録または自らのホームページがある店舗は、同サイトにお店の感染防止対策（写真・文字・ピクトグラム）及び感染防止宣言ステッカー導入店舗であることを掲載すること（掲載方法は任意）
- (6) 利用者に対して、以下の事項を周知すること
  - ・ 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと
  - ・ できる限り混雑する時間帯を避けること
  - ・ 大人数での会食や飲み会を避けること
  - ・ デリバリーやテイクアウトを活用すること
  - ・ 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること
  - ・ 食事の前に手洗い・消毒をすること
  - ・ 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりがやすい大量の飲酒を避けること
  - ・ 食事中以外はマスクを着用すること
  - ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること

# 3. 加盟店募集業務

## 加盟店舗 募集要項②

### 【参加登録の取消】

ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は「Go To Eat大阪キャンペーン プレミアム食事券事務局」（※以下「事務局」）の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、また本事業の目的に合致しない行為があった場合は事務局により参加登録が取消されることに同意すること。

### 【本事業の目的に合致しない行為（例）】

下記行為を行った場合、参加登録の取消、及び法的措置の対象とします。

- 1 加盟店舗の参加登録資格の偽装、実態のない店舗の場合
- 2 食事券の自己取引、架空取引、虚偽報告を行った場合
- 3 食事券の再販、再流通を行った場合
- 4 食事券の偽造、悪用、濫用を行った場合

### 【法令に基づく要件】

大阪府内に事業所、店舗等を有する飲食事業者で、かつ、大阪府内の店舗等のみに於いて食事券の利用を制限できるもので、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当しない者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されていない者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと
- (3) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと
- (4) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと
- (5) 役員等が「自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用」していないこと
- (6) 役員等が「暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与」していないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (8) 本店所在地の市町村税、消費税及び地方消費税を完納していること
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- (10) その他、農林水産省または事務局が加盟店舗として適当でないと認めた者でないこと

### 5 加盟店舗の責務

- (1) 取引において食事券の受取を拒否しないこと
- (2) 有効期限を過ぎた食事券は受取らないこと ※但し、Go To Eat 大阪キャンペーンプレミアム食事券については、券面記載の有効期限が過ぎていても本事業利用期間中であれば受け取り可能とします。
- (3) 食事券は転売、譲渡、交換、再利用及び換金しないこと
- (4) 食事券面金額以下の取引の場合であってもお釣りは渡さないこと
- (5) 不足分は現金等で受取ること
- (6) 取引により食事券を受取ったときは、事務局から事前に配布する見本券と利用された食事券に相違ないか確認すること。「券面に『COPY』の文字が出現している」、「裏面に通し番号の記載がない」、「色合いが明らかに違う」等、偽造等された食事券と判別できる場合は、食事券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨事務局へ報告すること。なお、食事券の盗難・紛失、滅失または偽造、変造、模造等によるトラブルに対して事務局は責任を負いません
- (7) 食事券の見本は、レジ担当者をはじめ食事券を取扱う全ての関係者に周知すること
- (8) 利用者から食事券の半券を誤って切り離れた旨の申告を受けた場合は、食事券全体の提示を求め、確認を行った上で食事券を受取ること（食事券は、半券を切り離すと原則、利用できません）
- (9) 取引により食事券を受取ったときは、再流出を防止するため、券裏面に加盟店舗名が分かる店舗印等を捺印すること。また、既に店舗印等があるものは、受取らないこと
- (10) 事務局が配布するステッカー等を加盟店舗の分かりやすい場所に掲示すること
- (11) 本募集要項及び加盟店舗用マニュアル等に則して、食事券を適正に取扱うこと
- (12) 他当該事業に係る関係者の事業に協力すること

# 3. 加盟店募集業務

## 加盟店舗 募集要項③

### 6 換金手続き

- 取引において食事券を受取った加盟店舗は、次の要領で換金を申し出ることができます。
- (1) 加盟店舗は、利用済食事券のQRコードを店舗内にて読取を行う  
または、事務局が配布する専用封筒に利用済食事券を同封し、送付する
  - (2) 換金額は【500円、1,000円×食事券の枚数】です（振込手数料は事務局が負担します）
  - (3) 利用済食事券を換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合、加盟店舗控え（半券）による照合が必要となります。したがって、入金確認を完了するまで大切に保管してください。控えがない場合は、振込金額の差異があっても異議申し立てができません。  
なお、控え片がある場合でも、振込完了後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご注意ください
  - (4) 換金請求期限（令和5年1月31日（火））を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、期限内に換金手続きをしてください
  - (5) 下記記載のスケジュールにて、加盟店舗の指定口座へ支払われます

【QRコードで読取の場合】

| QRコード読取期日<br>(各読取期日23:59まで) |      | 入金予定日          |  |
|-----------------------------|------|----------------|--|
| 令和4年 10月15日（土）              | 第46回 | 令和4年 10月28日（金） |  |
| 令和4年 10月31日（月）              | 第47回 | 令和4年 11月17日（木） |  |
| 令和4年 11月15日（火）              | 第48回 | 令和4年 11月29日（火） |  |
| 令和4年 11月30日（水）              | 第49回 | 令和4年 12月14日（水） |  |
| 令和4年 12月15日（木）              | 第50回 | 令和4年 12月27日（火） |  |
| 令和4年 12月28日（水）              | 第51回 | 令和4年 1月16日（金）  |  |
| 令和5年 1月15日（日）               | 第52回 | 令和4年 1月30日（月）  |  |
| 令和5年 1月31日（火）               | 第53回 | 令和4年 2月17日（金）  |  |

【食事券を郵送の場合】

| 利用済食事券到着日<br>(消印有効) |      | 入金予定日          |  |
|---------------------|------|----------------|--|
| 令和4年 10月15日（土）      | 第40回 | 令和4年 11月17日（木） |  |
| 令和4年 10月31日（月）      | 第41回 | 令和4年 11月29日（火） |  |
| 令和4年 11月15日（火）      | 第42回 | 令和4年 12月14日（水） |  |
| 令和4年 11月30日（水）      | 第43回 | 令和4年 12月27日（火） |  |
| 令和4年 12月15日（木）      | 第44回 | 令和4年 1月16日（金）  |  |
| 令和4年 12月28日（水）      | 第45回 | 令和4年 1月30日（月）  |  |
| 令和5年 1月15日（日）       | 第46回 | 令和4年 2月17日（金）  |  |
| 令和5年 1月31日（火）       | 第47回 | 令和4年 3月 1日（水）  |  |

※ただし、上記の日程は予定の為、変更となる可能性があります。  
※利用済食事券郵送の場合は、QR読取よりも入金にお時間を要します。予めご了承ください。  
※最終日程及び換金方法の詳細は登録後に配布する「加盟店舗用マニュアル」にて必ずご確認ください。

### 7 申込にあたって

- (1) 複数の店舗を有する事業者の場合
  - ①大型店・量販店・チェーン店・系列店等大阪府内に複数の店舗を有する事業者は原則、各店舗単位ではなく、事業者単位でとりまとめて申込を行ってください。
  - ②原則、大阪府内全ての店舗で利用可としてください。
  - ③すべての申込店舗に「募集要項」の内容に同意して頂き、各店舗の名称（例：○○○レストラン大阪店）、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、FAX番号、担当者氏名等を登録いただく必要があります。申込の際は専用ホームページ（<https://premium-gift.jp/eatosaka/>）の登録フォームをご利用ください。

- (2) 募集期間  
令和4年10月11日（火）12:00～令和4年11月30日（水）17:00

- (3) 登録・承認・取消  
登録申込のあった事業者は、事務局での審査を経て、加盟店舗として承認します。承認結果は事務局より事業者あてに電子メール等にて通知します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合、承認を取消することがあります。
  - ①申込内容に虚偽・不備・不正等があった場合
  - ②募集要項に違反する行為が認められた場合
  - ③農林水産省または事務局が承認を取消することが適当と判断した場合

### 8 その他

- (1) 募集要項に記載のない事項もしくは定めのない事項に関しては、事務局がその対応を決定します
- (2) 加盟店舗の情報（店舗名称、所在地、電話番号等）は、「食事券が利用できるお店一覧」として専用ホームページに広報します
- (3) 国や地方自治体の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨をご了承ください
- (4) 食事券利用者への不利益を与える行為や、故意により事務局等に対して損害を与える行為等を行った場合は、換金の拒否もしくは損害賠償を求める場合がございますのでご注意ください
- (5) 本事業に併せて、大阪府内における消費喚起・飲食産業等の活性化を図るため、大阪観光局が実施する事業のご案内及び情報提供をさせていただきますので予めご了承ください
- (6) 本事業について、事務局よりアンケートを実施することがありますのでご協力をいただけますようお願いいたします

※必ずお読みください（再掲）

本事業に参加するにあたり、“大阪府が発行する新型コロナウイルス感染防止認証ゴールドステッカー”の掲示、“大阪コロナ追跡システムの登録”が参加条件となります。

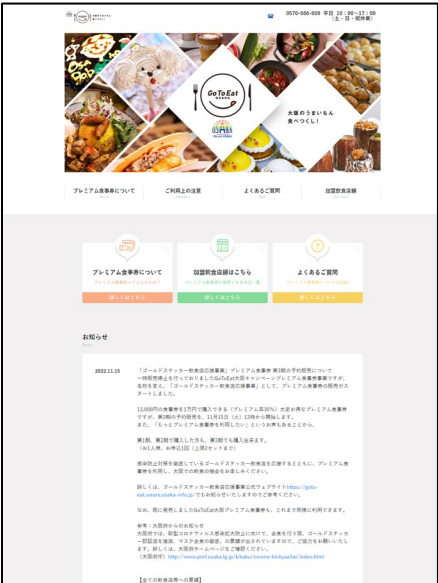
# 3. 加盟店募集業務

## 販売促進・加盟促進ツールについて

下記のような販売促進・加盟促進ツールを準備し加盟店舗に向けて配布・掲載を行った。

- ◀加盟店舗向けの制作物▶
- ・加盟店舗募集ポスター
  - ・加盟店舗掲示用ステッカー
  - ・加盟店舗向けマニュアル など

- ◀加盟店舗と消費者向けホームページ▶
- ・下記ホームページデザイン



◀トップページ▶



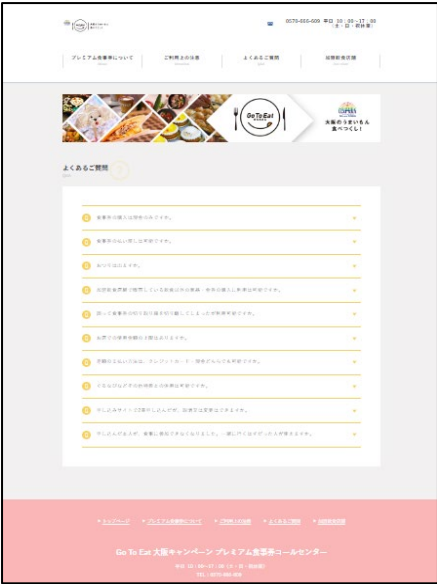
◀食事券について▶



◀ご利用上の注意▶



◀加盟店舗▶



◀よくある質問▶

消費者向け

- ・食事券購入方法
- ・食事券販売情報
- ・加盟店舗情報
- ・専用コールセンター案内

加盟店舗向け

- ・加盟登録フォーム
- ・加盟店舗マニュアル掲載
- ・専用コールセンター案内